

船舶事故調査報告書

令和5年10月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（養殖施設）
発生日時	令和4年10月4日 04時40分ごろ
発生場所	愛媛県宇和島市九島北西方沖 引出鼻灯台から真方位262° 1,120m付近 (概位 北緯33° 14.6′ 東経132° 30.7′)
事故の概要	漁船優愛丸は、航行中、養殖施設に衝突した。
事故調査の経過	令和4年11月30日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 優愛丸、1.1トン
船舶番号、船舶所有者等	E H 3—8 6 8 6 3（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 1人（船長）
損傷	本船 船首部に擦過傷 養殖施設 なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、一本釣り漁の目的で、宇和島市吉田港を出港し、九島北西方沖を約5ノットの対地速力で航行中、九島北西方沖に設置された養殖施設に衝突した。 船長は、顔面に切り傷を負った。 船長は、衝突するまで、同養殖施設に接近していることに気付いていなかった。 養殖施設の北西端及び北東端には、黄色標識灯（4秒1閃光）が設置されていた。
分析	本船は、九島北西方沖を航行中、船長が、九島北西方沖に設置された養殖施設に接近していることに気付かず、同養殖施設に衝突したものと考えられるが、船長から十分な情報が得られなかったことから、衝突に至った状況及び原因を明らかにすることができなかった。
原因	本事故は、夜間、本船が、九島北西方沖を航行中、船長が、九島北西方沖に設置された養殖施設に接近していることに気付かず、同養殖施設に衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船長は、養殖施設付近を航行する際は、養殖施設を見落とさないよう周囲の見張りを適切に行い、養殖施設から十分距離をとって航行すること。